

令和元年度

青少年の健全育成にかかわるスポーツ・文化・善行・青少年指導者表彰に関する実施要領

1 趣旨

伊豆市青少年の健全育成を一層推進させるため、青少年のスポーツ、文化、善行の各分野において優れた業績を残した個人・団体や賞賛に値する顕著な活動を実践した個人・団体、また、青少年指導者として功績のあった個人・団体を顕彰し、その活動を奨励するとともに、広く市民に紹介することを目的とする。

2 表彰区分

- (1) スポーツ活動表彰
- (2) 文化活動表彰
- (3) 善行表彰
- (4) 青少年指導者表彰

3 表彰の内容及び基準

次の(1)～(3)に該当する個人の表彰は、伊豆市在住の高等学校在学相当年齢までの者、または学生とする。また、団体の表彰は、当該青少年が半数以上で構成する団体とする。

また、(4)に該当する表彰は、伊豆市内に在住する成人および伊豆市内に事務局(代表者の住所)がある成人等で構成する団体とする。

(1) スポーツ活動表彰

9月1日を基準日として過去1年間(平成30年8月31日～令和元年9月1日)

に、中学生以下の児童・生徒にあっては都道府県(都道府県内全域を活動の対象とする各種競技団体を含む)等が主催若しくは共催する大会・競技会等で3位以内の成績を残した個人・団体、高校生以上にあつては国の行政機関(国内全域を活動の対象とする各種競技団体を含む)等が全国大会として主催もしくは共催する大会に出場し選手として活躍した個人、団体

(2) 文化活動表彰

9月1日を基準日として過去1年間(平成30年8月31日～令和元年9月1日)

に芸術・文化・学芸等で都道府県(都道府県内全域を対象とする団体、法人、展覧会等を含む)等が主催若しくは共催の展覧会等で高い評価を得た個人・団体

(3) 善行表彰

9月1日を基準日として過去1年間(平成30年8月31日～令和元年9月1日)

に取り組んだ活動で広く社会に認められる要素を含み、顕彰するに値する個人・団体、または、複数年(2年以上)に及ぶ継続的な活動に取り組んでいる個人・団体(社会福祉、環境美化、社会奉仕、ボランティア等での継続的な活動、または人命救助、災害時貢献等の緊急的な貢献活動)

(4) 青少年指導者表彰

スポーツ・芸術文化・地域の伝統芸能・青少年団体の指導・その他の活動の機会を提供しているなど、青少年の健全育成の面で永年（5年以上）取り組み、現在も継続して取り組んでいる個人・団体

4 被表彰者の資格

過去に表彰された個人や団体であっても、異種目（異分野）であれば表彰の対象とする。また、過去に表彰された実績より優れた成果であれば同種目（同分野）であっても表彰の対象とする。

5 被表彰者の決定

関係機関の代表者は、上記に該当すると認められるものがあつた場合には、別に定める推薦書により伊豆市教育委員会教育長に推薦することができる。

推薦された候補者については、教育委員会で審査し決定する。

6 推薦依頼

市内小・中・義務教育学校及び東部地区の高等学校、区長、伊豆市スポーツ協会（スポーツ少年団含む）、広報等掲載

7 表彰

令和元年 11 月 23 日（祝）伊豆市青少年健全育成大会にて実施する。

○ 推薦書の提出先及び提出期限 ○

提出期限 **令和元年 9 月 20 日（金）**
提出先 伊豆市教育部社会教育課
〒410-2592 伊豆市八幡 500-1
TEL：0558-83-5476 FAX：0558-83-5480
E-mail：gakusyu@city.izu.shizuoka.jp